

この資料に聖書的に背教的な内容は含まれていません。



PDFの使い方:

- Ctrl + L で全画面表示。
- ↓↑キーでページを移動。
- Esc で終了。

『わたしが世のものではないのと同じように、  
彼らも世のものではありません。』

ヨハネ 17:16

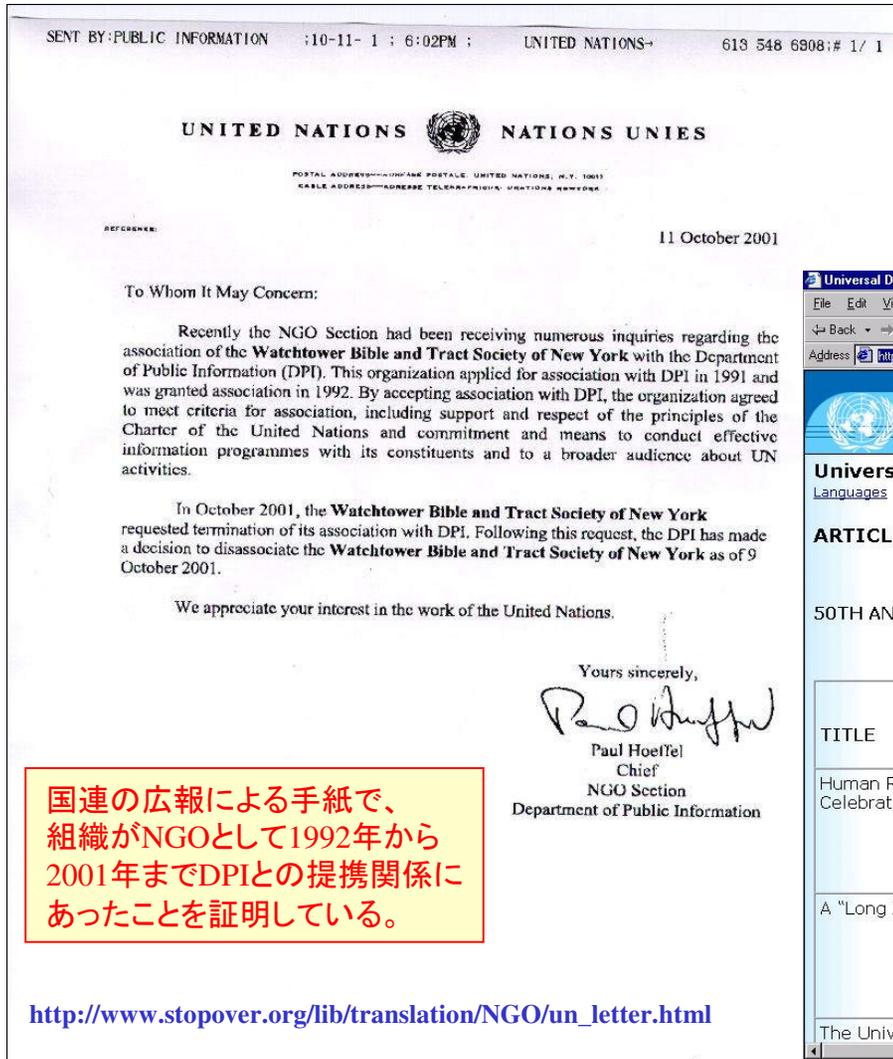
『互いに偽りを語ってはなりません。』

コロサイ 3:9



- 国連の登録機関であった組織。
- たばこ産業の株運用。
- 軍事産業企業の大株主。
- 幼児虐待と裁判。
- ベツ・サレムとアルコール問題。
- フリーメーソンとラッセル。

# 国連の登録機関



国連の広報による手紙で、組織がNGOとして1992年から2001年までDPIとの提携関係にあったことを証明している。

[http://www.stopover.org/lib/translation/NGO/un\\_letter.html](http://www.stopover.org/lib/translation/NGO/un_letter.html)

組織は約10年にわたって国連と提携していた。  
DPI(国連の広報)と提携する資格を持つのは、次のような機関です。

- 国連憲章の理念を共有している。
- 非営利の事業のみを行っている。
- 国連の課題への関心が実証され、かつ、教育者、メディア代表、政策立案者、財界など、広範あるいは専門的な聴衆に呼びかけを行う能力が立証されている。
- ニュースレター、速報およびパンフレットの発行、会議、セミナーおよび円卓会議の開催、ならびに、メディアの協力を通じて、国連の活動に関する効果的な広報プログラムを運営する決意と手段を持っている。



国連による「人権宣言」50周年記念を扱っているメディアのリストを国連サイトに記載。

DPIとNGOは定期的に協力しています。DPIと提携するNGOは、国連に関する情報をそのメンバーに広めることで、国連に関する知識とこれに対する支持を草のレベルで強化しています。このような普及活動としては、以下のようなものがあります。・平和と安全保障、経済・社会開発、人権、人道問題、国際法などの問題に関する**国連の全世界での活動を広く伝えること**。・人類が直面する重要課題に世界の注意を集めるために、国連総会が制定した**国連の記念行事と国際年を推進すること**。…国連の活動を支援するとともに、国連の原則と活動に関する知識を向上させることを約束する…**国連の活動に関する効果的な広報プログラムを運営する決意と手段を持つて…**…**情報を広め、国連とその専門機関に対する支持に世論を動員すること**…。DPIとの提携にはこのことに対する**コミットメント**を意味します。**提携NGOには、その広報プログラムの一部を国連の原則と活動に関する知識の向上に割り当てることが期待されています**。さらに、これらのNGOは、**国連の活動に関連する広報資料のサンプルを定期的に提供することにより、広報局NGO課にその活動を常に知らせておくこと**になっています。 <http://www.unic.or.jp/ngo/public.htm>



UN/DPI photo by J. Isaac

エルサ・スタマトブル

ニューヨーク市の国連ビル29階でエレベーターを降り、小さな青い案内表示に従って進むと、人権高等弁務官事務所(OHCHR)があります。この渉外担当事務所は、スイスのジュネーブに置かれた、国連の人権活動の中心であるOHCHR本部の出先機関です。ジュネーブのOHCHRの責任者は人権高等弁務官のメアリー・ロビンソンで、ニューヨーク事務所の所長はギリシャ生まれのエルサ・スタマトブルです。今年初めごろ、スタマトブル夫人は「目ざめよ!」誌の執筆者の一人を快く迎え、50年にわたる人権活動を振り返って話してくださいました。以下はインタビューの抜粋です。

問：人権の促進にどのような進展があったと思われますか。

答：進展の例を三つ挙げますと、まず第一に、50年前であれば、人権の概念が国家間の議題に上ることなどありませんでしたが、今ではあらゆる場で協議され、影響を及ぼしていることです。数十年前には人権について聞いたこともなかった諸政府が、現在では人権について話し合っています。第二に、現在では、数々の規約から成る国際的な法典、つまり法律集があって、国民に対する義務を書面に政府に教えていることです。【7ページの「国際人権章典」という囲み記事をご覧ください。】この法典をまとめるには、多年にわたって骨の折れる作業をする必要がありました。わたしたちはこの法典をたいへん誇りに思っています。第三の例は、今日、人権運動に参加し、人権問題について意見を述べるこ

## 29階から見えるもの

とのできる人がかつてないほど増えたことです。問：どんな障害がありますか。

答：国連人権プログラムに17年間携わってきましたので、挫折感を覚えるような問題がいくつかあることはもちろん十分に理解しています。最大の問題は、諸政府が往々にして人権を人道的な問題ではなく政治的な問題とみなすことです。政治的な脅威を感じて、人権条約を履行に移そうとしないことがあるのです。そうすると、人権条約は死文になってしまいます。国連が旧ユーゴスラビアやルワンダ、最近ではアルジェリアなどの土地で生じた甚だしい人権侵害を防げなかったことも後退の一つです。国連がこれらの国で生じた大虐殺を防止できなかったのは大失策でした。人権擁護の手だては整っていますが、だれかがそれらを作動させなければなりません。だれがそうするでしょうか。諸国家の有力な人々や団体は保護を与えることのできる立場にいますが、自らの存在が危うくない限り、政治によって人権侵害を阻止しようという意欲がないのが普通です。

問：将来の見通しをどうお考えですか。

答：あらゆる人の人権保障に至る道には、脅威と希望があると思います。心配なのは、経済の国際化から来る脅威です。経済が国際化することにより、大企業は労働力の安い国で操業するようになります。今日わたしたちは、必要であれば、政府に人権侵害の責任を問い、圧力をかけることができます。しかし、多国間の貿易協約によって政府から世界規模の経済勢力へと権力の移行が進むなら、だれに人権侵害の責任を問えるでしょうか。わたしたちはそうした経済勢力をコントロールしているわけではないので、国連など、政府間レベル



Courtesy MGM Stiftung Menschen gegen Minen (www.mgm.org)

## 今日の人権侵害の実情

人権を擁護する人々は最近、偉業を成し遂げ、人権がだれも侵すことがない世界を実現していません。その例として、同宣言は、まず、60か国の1,000を上回る団体に述べられている崇高な権利の幾つかが日常生活

を団結させると呼ばれる国際条約とその不徹底や和賞を受賞し、しかし、注釈が1998)「(英)いまだに「任を負うりません。に不都合で傾向を著しヨーロッパ報告は述べ、世界中のは無視できえ、迫害、1で日常生活にたちにとっている希望は世界とは大半にとり列挙されて

の組織の立場は弱くなります。人権に関して言えば、そうした傾向は有害です。今や、人権運動という船に民間部門を乗り込ませることはきわめて重要なことです。

問：では、その希望というのは何ですか。

答：地球規模の人権文化の発展です。つまり、わたしたちが教育を通して、人権に対する人々の意識を高めてゆかなければならないということです。もちろん、それはかなり難しい課題ではあります。というのは、物の見方を変化させることが関係しているからです。そういうわけで、国連は10年前、人々に自らの権利を、諸国家にその責任を教える世界的な広報活動に着手したのです。さらに、国連は1995年から2004年を、「人権教育のための国連10年」としてきました。うまくいけば、教育によって人々の思いと心が変わるかもしれません。まるで福音と同じだと思うかもしれませんが、こと人権教育に関しては、わたしは本当に信じています。次世紀には人権文化が世界のイデオロギーになると思っているのです。

### 国際人権章典

世界人権宣言のほかには、国際人権章典もあります。この二つにはどのような関係があるのでしょうか。

国際人権章典を5章からなる一冊の本に例えるなら、世界人権宣言はその第1章とすることができます。第2章と第3章は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」です。そして、第4章と第5章にはそれぞれ、「選択議定書」が収められています。

世界人権宣言は倫理的価値があると考えられており、諸国家がなすべきことを述べていますが、これら四つの付け加えられた文書は法的拘束力を有し、諸国家がしなければならないことを述べています。これらの文書を作成する作業は1949年に始まりましたが、すべてが実施されるまでには数十年かかりました。今日、これらの四つの文書は、世界人権宣言とともに、国際人権章典を構成しています。

この国際人権章典のほかにも、国連は80以上の人権関係条約を批准してきました。「だから、国際人権章典の中の人権条約がより重要だと考えるのは間違いです」と、ある人権問題の専門家は述べています。「例えば、1990年の児童の権利条約は国連の最も広く批准された世界的な文書ですが、国際人権章典には含まれていません。「国際人権章典」という語は、正式な概念としてよりも、むしろ宣伝の目的で作られたものです。そして、確かに覚えやすい文句ということには同感なさせるでしょう。」

\* 書かれた時点で、191か国(国連の加盟国183と、非加盟国8)が児童の権利条約を批准しました。批准しなかったのはソマリアと米国の2か国だけでした。



「国連に関する情報をそのメンバーに広めること」  
「目ざめよ!」誌, 1998年11月22日号, 6ページ





# 国連を支持する記事④

## 「国連の原則と活動に関する知識を向上させること」 「目ざめよ!」誌, 1999年1月8日号, 13ページ

が育まれ、他の人への敬意が行きわたるようになります。人間はもはや無知に悩まされることはありません。神の王国が人々にエホバの道を教え、その知的、感情的、霊的必要性を満たすからです。

(イザヤ 11:9; 30:21; 54:13) 真の平等と自由が地を覆います。(コリント第二 3:17) 人類に対する神の目的を正確に理解することにより、あなたも無知や不寛容と闘うことができます。

### Universal Declaration of Human Rights Fiftieth Anniversary 1948-1998

#### 責任なしの権利?

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」。1998年12月に50周年を迎えた世界人権宣言の本文はこのように述べています。しかし、すべての大陸を代表する24人の元大統領や首相は最近、この宣言に加えて、「世界責任宣言」なるものを国連は採択すべきである、と提案しました。多くの人がそのような計画の必要性を感じているのはなぜでしょうか。

「権利と責任は切り離すことができない。残念なことに、半世紀たった今、この事実は忘れ去られている、ないしは見苦しい状況になっている。権利を主張しながら、それに神学責任を全うする必要性を感じていない人が多い」と、ヨーロッパ人権委員会の委員ジャンクロード・スワエー教授は説明します。責務を果たさないこうした態度の影響を感じている人は少なくありません。「特に若い人たちの間で、何らかの統一的なビジョンを求めるはつきりした願いが見受けられる。それは、たれもが認める一連の理想であり、世界を席巻するかに見える貪欲、利己心、連帯感の喪失などの仕組みに焦点を当て、それを抑制するためのものである。……地球規模の倫理の必要性について議論が高まっていること自体、何か欠けていることを認めるものである」と、パリの日刊紙「インターナショナル・ヘラルド・トリビューン」は述べています。それで、政治家や

神学者や哲学者たちは、その空白を埋めるため、また人間の責任とは何かを見極めるために、国連教育科学文化機関が「世界倫理プロジェクト」と呼ぶものについて討議を重ねています。しかし、いくらか問題にも直面しています。

どの人権を守るべきかを見極めるのは比較的容易ですが、人間のどの責任が普遍的に受け入れられるべきかを定義するのは必ずしも容易ではありません。しかし、提案されている「世界責任宣言」に盛り込まれている価値観の幾つかは、イエスが2,000年前に与えた、時代を超える、普遍的な黄金律にその発端を得ています。そこにはこうあります。「それゆえ、自分にして欲しいと思うことはみな、同じように人にもしなければなりません」—マタイ7:12。

聖書は多くの場合、人権を擁護する法律の発想の源となってきましたが、個人の責任という概念も同時に強調しています。「正しいことをどのように行なうかを知っているが行なわないなら、それはその人にとって罪なのです」と、弟子のヤコブは述べました。(ヤコブ4:17) イエスは他の人に善を行なう方法を求めましたが、真のクリスチャンも仲間の人間に善を行なうことに努めます。自分の権利を行使することにとどまらず、権利には責任が伴うこと、また一人一人が自分の行動について神に言い開きをすべき立場にあることを認識しています。

目ざめよ! 1999年1月8日

13

## 「皆が仲間に入れてもらえたわけではない」

国連開発計画(UNDP)がまとめている年次報告、「人間開発報告書 1998」(英語)は、世界の空前の消費ブームに焦点を当てていました。この年次報告によると、現在、世界で商品やサービスといった経済財に費やされている額は、1950年当時の6倍、1975年当時の2倍に上ることが明らかになりました。このように消費は急激に伸びていますが、ジェームズ・グ



スタフ・スラエタワ一例を20%の人7倍も多く人々はまた、肉の消費倍、電話回所有台数は国連ラ自然資源の消費パターン同時に、富にあずかもって分け富を分けUNDPの援助額を1,000の貧しい人育を受け

## 環境 健康を脅かすその影響

最近、世界資源研究所のウォルター・リード博士が国連ラジオに語ったところによると、人間が地球の環境系に与える影響は、今や「この循環を大幅に狂わせる」ほどになっています。そしてこの環境破壊が今度は世

が広まる一因となり、その結果毎年300万人の子どもの命が失われています。例えば、中南米では長いあいだ影を潜めていたコレラが再び現われ、1997年だけでも1万1,000人の命を奪いました。世界の最も貧しい地域では毎日3万人以上の子どもの命が、環境に関連した病気で死亡している、と報告されています。考えてみてください、1年のうちたった1日で3万人というのは、ジャンボジェットおよそ75機が満席になるほどの数なのです。

しかし、環境によって健康が脅かされているのは、発展途上国の人々だけではありません。アワプラネット誌によれば、「ヨーロッパや北アメリカに住む1億を超える人々もやはり、危険な空気にさらされています。ぜん息が激増している一因はそこにあります。同時に、海外旅行や国際貿易が盛んになってきたこともあって、先進国では30ほどの新種の伝染病が見られるようになりました。さらに、これまで抑えられてきた病気が「猛烈な勢いでふり返っている」と、アワプラネット誌は伝えています。

悲劇的なことですが、環境に関連したこれらの病気のほとんどは、現在の科学技術によって、しかも比較的安い費用で予防できるものばかりです。例えば、きれいな水と衛生設備がすべての人に供給されるなら、健康面でかなりの改善が成し遂げられることでしょう。この目標を達成するにはどのくらい費用がかかるのでしょうか。国連の「人間開発報告書 1998」(英語)によれば、きれいな水

が広まる一因となり、その結果毎年300万人の子どもの命が失われています。同時に、海外旅行や国際貿易が盛んになってきたこともあって、先進国では30ほどの新種の伝染病が見られるようになりました。さらに、これまで抑えられてきた病気が「猛烈な勢いでふり返っている」と、アワプラネット誌は伝えています。



目ざめよ! 1999年6月22日

15

## 組織からの回答

エホバの証人世界本部  
25 Columbia Heights, Brooklyn, NY 11201-2483 Tel. 718 560-5000  
XXXX 2001年11月1日 No.XXXX  
支部委員

親愛なる兄弟たち

反対者たちは、私たちが国連と秘密の関係を持っているとの根拠のない主張を公にしています。これが原因で多くの支部がその問題について質問を寄せてきて、私たちはそれに答えてきました。この回覧状は、**私たちが以前にしてきたあらゆる回答に置き換わるもので**、すべての支部に送られています。あなた方の支部の区域内でこの件について尋ねる人がいるならば、下記のように返答することができるかもしれません。

私たちは1991年に国連の広報局(DPI)のNGOに登録されましたが、その目的は、国連の図書館施設で、健康、環境や社会問題についての調査資料を利用するためでした。私たちはそれ以前から何年にもわたって蔵書を利用してきましたが、1991年に利用を継続するためにはNGOとして登録しなければならなくなりました。1991年に国連に提出した登録書類を整理保管していますが、そこには私たちのクリスチャンとしての信条に反する記述はありません。それどころか国連は、NGOに対して「DPIとの提携は、NGOが国連システムに取り込まれることを意味するものでもなければ、提携機関あるいはその職員に何らかの特権、免責権あるいは特別の地位を与えるものでもありません」と通告しています。とはいうものの、少なくとも最新のNGO提携基準には、私たちが同意の署名をすることができないような文言が含まれています。**私たちはこれに気がついたとき、直ちに登録を撤回しました。**私たちがこの問題についての注意を喚起されたことは、喜ばしいことです。

反対者たちは私たちの評判を悪くしようと試みていますが、上記の説明がそれを中和させるものと、私たちは確信しています。

私たちのクリスチャン愛と、祈りを確かにお受け取り下さい。  
あなたの兄弟  
Chairman's Committee

写し: Administration Offices Desks

[http://www.stopover.org/lib/translation/NGO/bates\\_original\\_article.html](http://www.stopover.org/lib/translation/NGO/bates_original_article.html)

これはものみの塔がすべての支部に送った手紙であるが、特にひっかかるのは次の一文である: 「この回覧状は、私たちが**以前にしてきたあらゆる回答に置き換わるもので**、すべての支部に送られています」。本部は**少し前まで違った回答をしていたのだろうか**。さらに「...とはいうものの、少なくとも最新のNGO提携基準には、私たちが同意の署名をすることができないような文言が含まれています」と述べているが、**一連の記事を見ると彼らが真実を語っていない事は明白**である。

WORLD HEADQUARTERS OF JEHOVAH'S WITNESSES  
25 Columbia Heights, Brooklyn, NY 11201-2483 • Tel. 718 560-5000

November 1, 2001 No. [REDACTED]

Via CompuServe

Branch Committee  
[REDACTED]

Dear Brothers:

Because of published allegations by opposers that we have secret links with the United Nations, a number of branches have inquired about the matter and we have replied. This circular letter replaces any replies we have given earlier and is sent to all branches. To anyone inquiring within your branch territory you might respond according to what is stated below:

Our purpose for registering with the Department of Public Information as a nongovernmental organization (NGO) in 1991 was to have access to research material available on health, ecological, and social problems at the United Nations library facilities. We had been using the library for many years prior to 1991, but in that year it became necessary to register as an NGO to have continued access. Registration papers filed with the United Nations that we have on file contain no statements that conflict with our Christian beliefs. Moreover, NGOs are informed by the United Nations that "association of NGOs with the DPI does not constitute their incorporation into the United Nations system, nor does it entitle associated organizations or their staff to any kind of privileges, immunities or special status."

Still, the Criteria for Association of NGOs—at least in their latest version—contain language that we cannot subscribe to. When we realized this, we immediately withdrew our registration. We are grateful that this matter was brought to our attention.

We trust that the above is helpful in counteracting the attempts of opposers to discredit us.

Please be assured of our warm Christian love and best wishes.

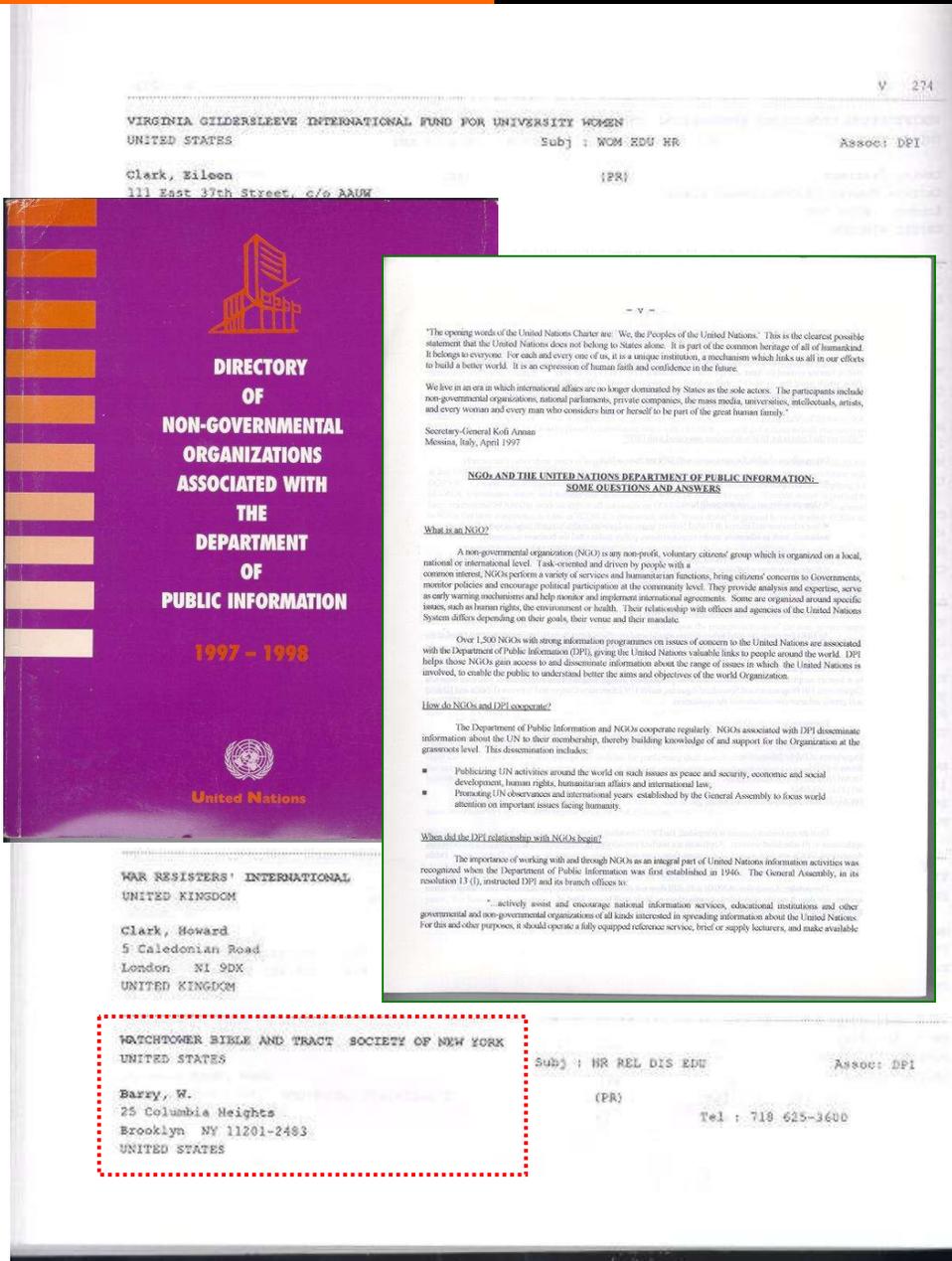
Your brothers,

Chairman's Committee

c: Administration Offices Desks  
Legal Department  
Office of Public Information

<http://www.randyvtv.com/secret/enclosure6use.jpg>

# 国連の名簿



NGO名簿にあるものみの塔の名前 P274

<http://www.randytv.com/secret/1997ngo10.jpg>

<http://www.randytv.com/secret/1997ngopages.htm>

国連問題の詳細 (英語)

<http://www.randytv.com/secret/fordecades.htm>

Gaudian紙での報道 10/15/2001

<http://www.randytv.com/secret/Enclosure3USE.htm>

<http://www.guardian.co.uk/Archive/Article/0,4273,4277197,00.html>

ガーデアン紙が10/9/2001に国連と協会の関係を報道した翌日の10/10に協会が国連の名簿から脱退したという事を報じています。もしガーデアン紙が報じなければ組織はそのまま国連との契約を継続するつもりだったのでしょうか？

毎年更新しないといけない国連の書類

<http://www.un.org/dpi/ngosection/acconline2005.pdf>

協会は国連に登録する条件をよく知らなかったと弁明していますが、国連が毎年更新のために要求している用紙を見ればウソであることが分かります。

# たばこ産業の株運用①

## 「HENRIETTA M RILEY TRUST」で検索

GuideStar.org Search Results for HENRIETTA M RILEY TRUST 33B006006 FBO. The page displays the organization's name, address (c/o Comerica Bank, P.O. Box 75000 Mc3302, Detroit, MI 48275), and general information. A 'Who We Are' section is highlighted with a red dashed box, indicating the organization's affiliation with SUPPORT WATCH TOWER BIBLE & TRACT SOCIETY.

**HENRIETTA M RILEY TRUST 33B006006 FBO**  
c/o Comerica Bank, P.O. Box 75000 Mc3302  
Detroit, MI 48275

### Who We Are

SUPPORT WATCH TOWER BIBLE & TRACT SOCIETY.

「兵士として仕えている者はだれも、生活のためのもうけ仕事などにかかわりません。自分を兵士として募った者の是認を得ようとするからです。」 テモテ第二 2:4

### 株を寄付として受取る組織の危険な体質

- 組織は株運用は個人の自由だとしているが、良心の妨げとならないように企業の背景を調べるように促している。
- 良心と対立する産業には仕事としてであれ関わらないように促している。(仕事で煙草の販売をしてもよいのか?)

同時に組織は組織への寄付として株をも受け付けると雑誌などで明言している。これは多くの問題を招くと思われる。

疑問: 株を寄付として受け付けるということは誰がその株を運用しているのだろうか?

疑問: 株を持つということは特定の企業に対する利害関係が発生するが、神のご意志と対立しないのだろうか?

疑問: 運用している株の企業に関する事業内容を全て把握できるのだろうか?

HENRIETTA M RILEY TRUSTという会社はものみの塔だけのために株の運用を行っている。株運用による利益は寄付としてものみの塔に供与されている。左はその会社の情報である。次に会計資料をみると...

# たばこ産業の株運用②

Form **990** Return of Organization Exempt From Income Tax  
 Under section 501(c), 527, or 4947(a)(1) of the Internal Revenue Code (except black lung benefit trust or private foundation)  
 2001  
 Open to Public Inspection

OMB No. 1545-0047

Department of the Treasury Internal Revenue Service

The organization may have to use a copy of this return to satisfy state reporting requirements

**A** For the 2001 calendar year, or tax year period beginning **MAY 1, 2001** and ending **APR 30, 2002**

**B** Check if applicable:  
 Address change  
 Name change  
 Initial return  
 Final return  
 Amended return  
 Application pending

**C** Name of organization  
**H. M. RILEY TR FOR WATCH TOWER BIBLE**

**D** Employer identification number  
**38-6043103**

**E** Telephone number  
**(616) 966-6344**

**F** Accounting method:  Cash  Accrual  Other

**G** Number and street (or P.O. box if mail is not delivered to street address) Room/suite  
**C/O COMERICA BANK, P.O. BOX 75000 MC3302**

**H** City or town, state or country, and ZIP + 4  
**DETROIT, MI 48275**

**I** Website: **NONE**

**J** Section 501(c)(3) organizations and 4947(a)(1) nonexempt charitable trusts must attach a completed Schedule A (Form 990 or 990-EZ)

**K** H and I are not applicable to section 527 organizations  
 H(a) Is this a group return for affiliates?  Yes  No  
 H(b) If "Yes," enter number of affiliates: **N/A**  
 H(c) Are all affiliates included?  Yes  No (If "No," attach a list)  
 H(d) Is this a separate return filed by an organization covered by a group ruling?  Yes  No  
 I Enter 4-digit GEN: **0000**

**L** Gross receipts Add lines 6b, 8b, 9b, and 10b to line 12: **3,143,064.00**

**M** Check  if the organization is not required to attach Sch. B (Form 990, 990-EZ, or 990-PF)

**Part I Revenue, Expenses, and Changes in Net Assets or Fund Balances**

1	Contributions, gifts, grants, and similar amounts received		
a	Direct public support	1a	
b	Indirect public support	1b	
c	Government contributions (grants)	1c	
d	Total (add lines 1a through 1c)	1d	0.00
2	Program service revenue including government fees and contracts (from Part VII, line 93)	2	
3	Membership dues and assessments	3	
4	Interest on savings and temporary cash investments	4	
5	Dividends and interest from securities	5	63,023.00
6	Gross rents	6a	See Statement 1
7	Less: rental expenses	6b	See Statement 2
8	Net rental income or (loss) (subtract line 6b from line 6a)	6c	1,720,624.00
9	Other investment income (describe)	7	
a	Gross amount from sale of assets other than inventory	(A) Securities	936,131.00
b	Less: cost or other basis and sales expenses	(B) Other	
c	Gain or (loss) (attach schedule)	8a	979,651.00
d	Net gain or (loss) (combine net gains/losses from lines 8a and 8b)	8b	<43,520.00
10	Special events and activities (attach schedule)	9	
a	Gross revenue (not including reported on line 1a)	10a	
b	Less: direct expenses other than fundraising expenses	10b	
c	Net income or (loss) from special events and activities (from line 9a)	10c	
11	Gross sales of inventory, less returns and allowances	11a	
a	Less: cost of goods sold	11b	
b	Gross profit or (loss) from sales of inventory (attach schedule) (subtract line 11b from line 11a)	11c	
12	Other revenue (from Part VII line 103)	12	1,740,127.00
13	Total revenue (add lines 1d, 2, 3, 4, 5, 6c, 7, 8c, 9c, 10c, and 11)	13	1,945,645.00
14	Program services (from line 44, column (B))	14	1,433.00
15	Management and general (from line 44, column (C))	15	
16	Fundraising (from line 44, column (D))	16	
17	Payments to affiliates (attach schedule)	17	1,947,078.00
18	Total expenses (add lines 14 and 17 from line 12)	18	<206,951.00
19	Excess or (deficit) for the year (subtract line 17 from line 12)	19	1,701,618.00
20	Net assets or fund balances at beginning of year (from line 73, column (A))	20	1,701,618.00
21	Other changes in net assets or fund balances (attach explanation)	21	309,562.00
22	Net assets or fund balances at end of year (combine lines 19, 20, and 21)	22	1,804,229.00

Form 990 (2001)  
 15260626 756897 38-6043103 2001.05050 H.M. RILEY TR FOR WATCH TOW 38-60441(1)

H. M. RILEY TR FOR WATCH TOWER BIBLE  
 02 03 312 0155277 38-6043103 Page 2

**Part II Statement of Functional Expenses**  
 All organizations must complete column (A). Columns (B), (C), and (D) are required for section 501(c)(3) and (4) organizations and section 4947(a)(1) nonexempt charitable trusts but optional for others

	(A) Total	(B) Program services	(C) Management and general	(D) Fundraising
22 Grants and allocations (attach schedule)	22 1,945,645.00	1,945,645.00	Statement 5	
23 Specific assistance to individuals (attach schedule)	23			
24 Benefits paid to or for members (attach schedule)	24			
25 Compensation of officers, directors, etc.	25 0.00	0.00	0.00	0.00
26 Other salaries and wages	26			
27 Pension plan contributions	27			
28 Other employee benefits	28			
29 Payroll taxes	29			
30 Professional fundraising fees	30			
31 Accounting fees	31		704.00	
32 Legal fees	32 704.00		704.00	
33 Supplies	33			
34 Telephones	34			
35 Postage and shipping	35			
36 Occupancy	36			
37 Equipment rental and maintenance	37			
38 Printing and publications	38			
39 Travel	39			
40 Conferences, conventions, and meetings	40			
41 Interest	41			
42 Depreciation, depletion, etc. (attach schedule)	42			
43 Other expenses not covered above (describe)	43a			
a TAX PREPARATION FEE	43b 300.00		300.00	
b TRUSTEE FEE	43c 429.00		429.00	
c	43d			
d	43e			
44 Total functional expenses (add lines 22 through 43)	44 1,947,078.00	1,945,645.00	1,433.00	0.00

Joint Costs: Check  if you are following SOP 98-2  
 Are any joint costs from a combined educational campaign and fundraising solicitation reported in (B) Program services?  Yes  No  
 If "Yes," enter (i) the aggregate amount of these joint costs \$ \_\_\_\_\_, (ii) the amount allocated to Program services \$ \_\_\_\_\_, and (iii) the amount allocated to Management and general \$ \_\_\_\_\_ and (iv) the amount allocated to Fundraising \$ \_\_\_\_\_

**Part III Statement of Program Service Accomplishments**  
 What is the organization's primary exempt purpose?  
**SUPPORT WATCH TOWER BIBLE & TRACT SOCIETY**  
 All organizations must describe their exempt purpose accomplishments in a clear and concise manner. State the number of clients served, publications issued, etc. Disclose achievements that are not measurable. (Section 501(c)(3) and (4) organizations and 4947(a)(1) nonexempt charitable trusts must also enter the amount of grants sent (allocations) to others.)  
**a SUPPORT OF WATCH TOWER BIBLE & TRACT SOCIETY**

(Grants and allocations \$)	1,945,645.00
(Grants and allocations \$)	
(Grants and allocations \$)	
<b>Total of Program Service Expenses (should equal line 44, column (B), Program services)</b>	<b>1,945,645.00</b>

Form 990 (2001)  
 15260626 756897 38-6043103 2001.05050 H.M. RILEY TR FOR WATCH TOW 38-60441

この株運用会社を通して2002年度の会計で、協会は約200万ドル(約2.4億円)の利益を寄付として受け取っている。

## たばこ産業の株運用③

ACCOUNT		AS OF 04/30/02		01-126	
02-03-312-0155277		RILEY, HENRIETTA, TRUSTEE U/W		PAGE	
SHARES OR PAR VALUE	ASSET DESCRIPTION	TAX COST	PRICE	MARKET VALUE	EST. ANNU. IN.
TOTAL BASIC INDUSTRY (MATERIALS)		5,617 50			
CAPITAL GOODS/CONSTRUCTION				5,104.50	90
500	GENERAL ELEC CO	24,872 00	31 550	15,775 00	360
375	ROPER INDS INC NEW	18,173 25	45 990	17,246 25	123
400	TYCO INTERNATIONAL LTD	19,330 00	18 450	7,380 00	20
TOTAL CAPITAL GOODS/CONSTRUCTION		62,375 25		40,401 25	503
CONSUMER CYCLICAL					
700	BRINKER INTL INC	17,409 00	34 440	24,108 00	0
350	CARDINAL HEALTH INC	16,555 00	69 300	24,255 00	35
400	HOME DEPOT INC	21,055 00	46 370	18,548 00	80
600	JONES APPAREL GROUP INC	16,560 50	38 950	23,370 00	0
TOTAL CONSUMER CYCLICAL		71,579 50		90,281 00	115
CONSUMER STAPLE					
450	ECOLAB INC	18,294 00	43 910	19,759 50	243
350	PHILIP MORRIS COMPANIES INC	16,607 50	54 430	19,050 50	812
425	SAFEMAY INC	18,712 25	41 950	17,828 75	0
625	SYSKO	16,403 00	29 010	18,131 25	225

The H M Riley Trust is a U.S. trust that has the Watchtower Society as the sole beneficiary. Basically, it is a vehicle to make income for the Watchtower, using assets left by Henrietta Riley. The income generated by the trust is transferred to the Watchtower by means of a "donation". For the year ended April 30, 2002, the trust generated income of \$1,740,127 and donated \$1,945,645 to the Watchtower. In comparison, for the 2001 year the trust generated \$2,939,731 in income, and donated \$3,285,050 to the Watchtower. The difference between income and expenditure is made up by realising gains on the assets held.

The income of the trust is from two main sources. The majority is from "oil and gas royalties." The trust also has almost \$2 million of investments in various stocks and other vehicles. One name that jumps out from the list above: **Philip Morris Companies Inc**, one of the world's largest manufacturers of cigarettes and tobacco products.

<http://www.jehovahs-witness.com/11/54708/1.ashx>

運用株の中に煙草メーカーの企業名がみられる。

<http://www.philipmorrisusa.com>

# 軍事産業の株①

## Relationship between the "Sister Companies":

組織は関連会社3社の株を有している。

- Rand Cam Engine Corp.
- Rand Energy Group Inc.
- Regi U.S. Inc.

### Rand Cam Engine Corp.

- Privately-held company
- Ownership: 50% Watchtower Society

### Reg Technologies Inc.

- Public-held Canadian corporation.
- An investors' group.
- Financed about \$5,000,000 on research for the RC™ engine since 1986.
- Its president and vice president are president and vice president of Regi US, Inc.



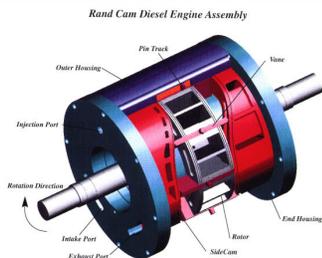
組織が株を保有していた軍事産業に関与しているグループ企業。

### Rand Energy Group, Inc.

- Created in 1986
- Privately-owned company by: 51% Reg Technologies Inc. 49% Rand Cam Engine Corp.
- Owns the worldwide rights to RC™ technology exclusive of U.S.

アメリカの軍事産業であるRand Cam Engine 株式会社から利益を得ている。ものみの塔が大株主となっているこれらのグループ企業は下記のような技術・ライセンスを保有している。

- RC™ technology エンジン、コンプレッサー等の技術に応用。
- H2O Hydrogen Separator.
- Machine Vision Technology。自動標準認識技術に応用。
- 2001年から5馬力のセラミックエンジンを軍事プロジェクトであるSilver Fox (SWARM - Smart War-fighter Array Of Re-configurable Modules) に納品。
- 無人ヘリコプター用に42馬力エンジンを供給することを発表。



### Regi U.S. Inc.

- Publicly-held company
- Owns the U.S. rights to the RC™ technology
- Ownership: 45% Watchtower Society

<http://www.geocities.com/wtgreed/article.htm>

日本語 <http://buta.exjw2.org/war/war.htm>

## 軍事産業の株②

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION  
WASHINGTON, D.C. 20549

FORM 10-KSB

ANNUAL REPORT PURSUANT TO SECTION 13 OR 15(d) OF  
THE SECURITIES ACT OF 1934

For the Fiscal Year Ended **April 30, 2002**

COMMISSION FILE NO. 0-23920

**REGI U.S., INC.**

(Name of small business issuer as specified in its charter)

OREGON 91-1580146  
(State or other jurisdiction of (I.R.S. Employer  
incorporation or organization) Identification Number)

120 - 3011 VIKING WAY  
RICHMOND, BRITISH COLUMBIA V6V 1W1, CANADA  
(Address, including postal code, of registrant's principal executive offices)

(604) 278-5996  
(Telephone number including area code)

Securities registered pursuant to Section 12(b) of the Exchange Act: NONE

Securities registered pursuant to Section 12(g) of the Exchange Act:

Title of each class Name of each Exchange on which registered:

Common Stock, no par value NASD Over the Counter Bulletin Board

Name	Class A Shares Owned	Percentage of Class A Shares Owned	<C>
<S>			<C>
John G. Robertson, Chairman of the Board of Directors, President and Director (1) (2)	5,781,350		51.22%
<b>The Watchtower Society (3)</b>	<b>5,073,200</b>		<b>44.94%</b>
James McCann (4)	5,073,200		44.94%
Rand Energy Group Inc. (5)	5,073,200		44.94%
Jennifer Lorette, Vice President and Director (6)	85,500		*
James Vandeberg, Chief Operating Officer and Director (7)	76,000		*
Patrick Badgley, Vice President, Research and Development and Director (8)	75,000		*
ALL EXECUTIVE OFFICERS & DIRECTORS AS A GROUP (FOUR INDIVIDUALS) (9)	6,017,850		53.31%

**Rand Cam Engine Corp.** is a privately held company whose stock is reportedly owned 50% by **The Watchtower Society, a religious organization**, 34% by James McCann and the balance by several other shareholders. Mr. McCann has indicated that he donated the shares held by The Watchtower Society to that organization but has retained a voting proxy for those shares. Accordingly, in Notes (3) and (4) above, beneficial ownership of the 5,073,200 shares registered in the name of Rand Energy Group Inc. has been attributed to **The Watchtower Society and Mr. McCann**. We believe it would be misleading and not provide clear disclosure to list as beneficial owners in the table the other entities and persons discussed in this paragraph, although a strict reading of Rule 13d-3 under the Securities Exchange Act of 1934 might require each such entity and person to be listed in the beneficial ownership table.

<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/925541/000101540201503560/doc1.txt>

### Main Information Sources

Reg Tech/Regi News releases  
Advanced Ceramics Research  
U.S. Securities and Exchange Commission (SEC)

海軍契約番号N41756-02-M-2026およびN41756-02-M-2037

28-11-02 12:15

Page 03

## Christian Congregation of Jehovah's Witnesses

2621 Route 22, Patterson, NY 12563-2217 Phone: (845) 306-1100

November 11, 2002

### 組織による説明:

エンジンを開発した二人の兄弟が、その技術から生じる利益を組織に寄付するよう手配していた。しかし組織はその事に関して一切知らされていなかったため、間違っただまま株主として記載されてしまった。又、これらの技術は組織の知らないところで軍事産業に販売されていた。現在これらの株問題を解消済みである。

Dear

However, we will now be glad to address your questions about the allegation that the Watch Tower Society owns stock in the Rand Cam Corporation.

After looking into this matter when it was first raised, we found that none of the legal corporations used by the Governing Body in caring for Kingdom interests own stock in the Rand Cam Corporation or any associate company involved in developing the diesel engine in question. The facts are that two brothers originally involved in inventing and developing the engine made a private agreement years ago (of which we were not notified) to send a portion of any profits realized from the venture to the Watch Tower Society as a gift for its worldwide work. Subsequently, circumstances required that rights to ownership and developing the engine be transferred to a holding company not controlled by them. The Watch Tower Society was erroneously listed as a stockholder in information published by the holding company, and this error has now been corrected. Hence, the charge is totally false. Moreover, the Watch Tower Society has received no contributions as a result of the original private agreement made between the two brothers.

We trust the above comments will be helpful to you. We send our warm love and Christian greetings.

Your brothers in Jehovah's service,

Christian Congregation  
of Jehovah's Witnesses

<http://www.geocities.com/wtgreed/article.htm>

### 組織の主張の矛盾点:

■ 組織は株主として**16年前**にSECに (U.S. Securities and Exchange Commission)申請をしている。

■ 株主である組織が自分の会社から事業内容に報告を受けていなかったはずがない。

■ 間違っただけ記載されている株主に対して関連会社が利益供与をするのだろうか？16年間にわたり株主だと認識されていたはずである。

■ このような問題がネットで**流出した後**に組織は対策をとっている。国連問題も同様である。もし事が表面にでなければ組織はそのままにしておくのだろうか？

## 隠蔽される幼児虐待問題 ①

ものみの塔ではキリスト教国に幼児虐待が蔓延していると糾弾しますが、ものみの塔自身も糾弾できる立場にはいません。特にアメリカでは日本より問題の規模が大きくなっています。軍隊、僧職者の間でも規律が厳しくて禁欲的な状況では本来の性欲が抑圧され、曲がった形で弱い子供にしわ寄せが行きます。

- アメリカでは幼児虐待が会衆内で発覚した場合、その州の法律が警察への通報を義務付けているか調べる。法律上通報しなくてもよい事が分かったら**警察を通報しない**のが組織の取決めである。
- 加害者は審理委員会にかけられるが、その中での内密とされるため、**会衆の子供の親たちに幼児虐待者がいるという警告は発せられることはない**。
- 組織の取決めでは**「二人の証人」がいないと事件は立証されない**。証人の前で幼児虐待を行う者は通常いないので、多くの事件が闇に葬られる。
- 組織上重要人物(主催など)が事件を起こした場合は**組織的なもみ消し**が頻繁的に行われる。他の会衆への任命などがそうである。

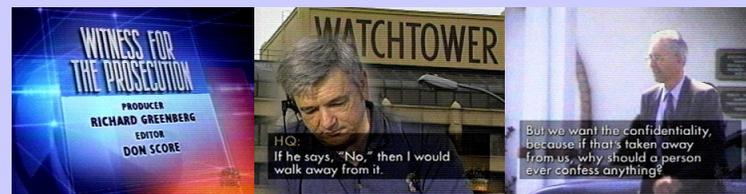
### テレビで放送されたブルックリン本部内部からの告発報道番組：

パターソンの奉仕・法律部門には「特別な牧羊の取決め」という名のファイルのもとに**23,720人の幼児性愛者**のリストが保管されている。23,720人を北アメリカ大陸とヨーロッパの信者数で割ると200人に一人以上という高い比率になる。アメリカでは50州のうち16州しか聖職者が幼児虐待を通報することを義務づけていない。**被害者が独断で警察に通報すると組織の取決めに反したとして長老団から叱責を受ける**。フィッツウォーター事件では17人に対する性的いたづらを行っていたが、会衆は彼を警察に通報することはしなかった。90年代に本部で調査員を行っていたアンダーソン姉妹はいかに多くの事件が隠蔽されているかを知りショックを受けた。後日彼女は**内部告発したかどで排斥**された。彼女の夫は妻に対する組織の扱いについて質問状を送ったが排斥された。パンデロという幼児虐待者は2回排斥されすぐに復帰しているが、自分でも生涯にわたりイタズラをしてきたことを認めている。組織は背教者には厳しいが幼児虐待には寛容である。

### ● Dateline 5/28/2002

英語 <http://www.silentlambs.org/answers/23720.cfm>

日本語 <http://buta.exjw2.org/nbc.htm>



● CBS番組の報道番組(英語ビデオ) <http://www.youtube.com/watch?v=XhJuUkFclpg>

● 5chによる報道(英語ビデオ) <http://www.youtube.com/watch?v=c0bfffqYBO2w>



## 隠蔽される幼児虐待問題③

### 証人と幼児虐待の事例 <http://www.jwic.com/molest.htm>

ものみの塔協会は伝統的に、**会衆内の不祥事は出来るだけ公表することなく会衆内で隠密に処分することを勧めてきました。**その理由は「エホバの組織」の名前を汚す事になる、というものでした。従って多くの同じような事例は、日の目を見ずに一般人に知られる事なく闇から闇へと葬り去られています。下に引用した事例はすべて、**裁判沙汰で世間の注目する所**となり、報道関係者の取材によって始めて公表されたものばかりです。世界各地で繰り返られる同じようなパターンを見ると、これらが氷山のほんの一角に過ぎないことがわかります。

#### ■トーマス・マックスウェル

イギリス、スコットランドのアロア会衆に所属し、エホバの証人として30年間活動してきた小児性愛者。60才。会衆内の12才の少女に対し1994年から96年にかけて性的虐待を続けてきた。アロアの裁判所で最近有罪の判決を受けたが、その時点では彼は未だにアロア会衆からは**排斥されていなかった**。マックスウェルはスコットランドの西にある**ハリス島に移り住み、懲役を免れたためにイギリスの世論の批判的**になり、今年8月にイギリスの主要報道機関(タイムズ、BBCなど)で大きく取り上げられる事となった。BBCのインタビューを受けた会衆の長老ロバート・ミランは、「マックスウェルはいずれ審理委員会にかけられて排斥されるかもしれない」、と語った。(BBC News, August 14, 2000, The Times, August 15, 2000, 他)

#### ■ラリー・ベーカー

アメリカ、メイン州、ジェファーソン会衆に所属するエホバの証人。1989年から1992年にかけて同じ会衆に所属する当時12才のブライアン・リースに約30回にわたり繰り返し性的虐待を与えたことにより、1993年に逮捕され、有罪が確定し、6ヶ月の懲役に服している。この事件が最近有名になり報道機関の注目を集めたのは、現在23才になるブライアン・リースが、ものみの塔協会と、会衆の指導的立場にあった長老たちを相手取って、**会衆内での性的虐待が行われていたことを知りながら、それを放置していたとして、監督責任を問う訴訟**を起こしたことによる。その訴えによると、ベーカーはリースに性的行為を繰り返し始めた1989年以前にも、同じ会衆の少年に性的いたづらをしていた前歴があるにもかかわらず、会衆とものみの塔協会はベーカーに対して個人的に注意を与えて長老の役を降ろすだけで、会衆内のエホバの証人たちにその犯行を公表して排斥処分することを怠った。このために、会衆はベーカーが犯行を繰り返すことを防ぐ事ができず、その結果リースは繰り返し虐待を与えられ、精神疾患の治療を受けなければならなかった。リースの訴えによると、**ベーカーはリースに性的な行為を繰り返している期間に長老に復帰した**という。最近、メイン州の州最高裁判所は、ものみの塔協会の信教の自由を盾にした弁護を認め、リースの訴えを却下する判決を下した。**ものみの塔協会側は、会衆内での懲罰処分は宗教活動であり、その秘密を守る事は信教の自由によって守られるべき**であるとして、ベーカーの犯行を公表して正式の排斥処分を取る必要はないと主張した。リース側は、連邦最高裁に上訴する予定といわれている。(Portland Herald, May 12, 1998, October 20, 1999, 他)

#### ■ロバート・スター

オーストラリア、シドニーの近くにあるバルゴウニーにあるコリマル会衆に所属するエホバの証人、1978年から80年にかけて5回にわたり、同じ会衆内の二人の児童に対し性的行為を行った。今年になって犯行が明らかになり、スターは犯行を認め、ウロンゴング市の地方裁判所で懲役5年の判決を受けている。地方裁判所ゴールドリング裁判長はその判決の中で、会衆の長老たちが、**スターの犯行が会衆内で明らかになった後でも、そのことを警察に通報せず、逮捕が遅れた事を強く非難**している。スターの犯行は1990年にすでに会衆の指導者に知られていたが、スターはその後5年間もエホバの証人を続け、ついに1995年に排斥になった。オーストラリアの警察は当時の会衆の指導的立場にあった長老たちを、報告を怠った罪で起訴する事を断念したが、ゴールドリング裁判長はその長老たちが起訴される事を望むというコメントをつけている。(Illawarra Mercury, August 5, 2000)

#### ■ウェイド・ポイナー

アメリカ、ワシントン州、ウッドランドにあるウッドランド会衆に所属するエホバの証人。1991年以来同じ会衆内の9人の男児に対して性的行為を繰り返していた容疑で1997年5月に逮捕され、犯行を自白した。ポイナーは長老の息子であり、**被害者の母親は児童の報告でポイナーの犯行を知ったが、会衆内で長老が対処している**と信じて警察に報告しなかった。(Longview Daily News, June 13, 1997)

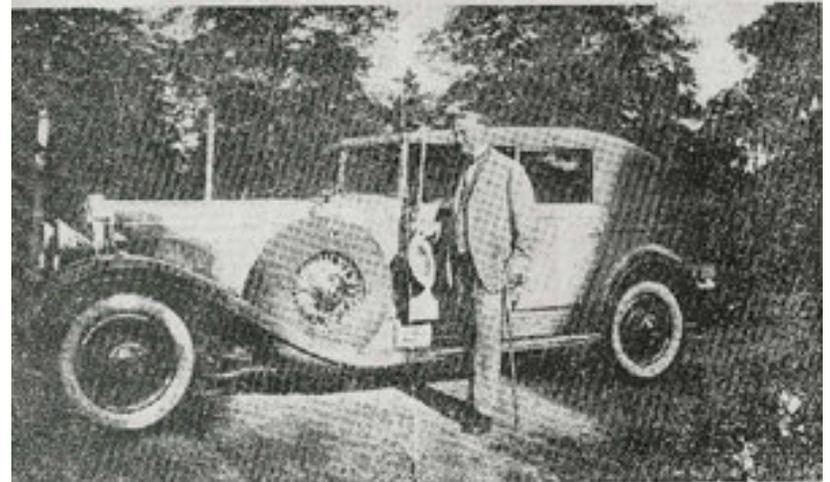
## ベツ・サレム

### ■ Beth-Sarim

ネットにベツ・サリムの話が氾濫したため、「ふれ告げる」の本で始めてJWの前に登場した物件である。「ふれ告げる」の76ページではかなり話が端折られている。当時教会は1925年にアブラハムやモーセが復活してくると信じており「君たちの家」を建てていたが、そこをラザフォード兄弟が療養のために利用していたとある。



現在のベツサリム



大不況の時代にこのようなキャディラックを2台所有していた。

- 出版物には絶対に出てこないが、ラザフォード兄弟は**アルコール中毒**を患っていた。それで30年代の禁酒法にも批判的な発言を日頃から行っていた。ラザフォード兄弟が異常な量のアルコールを酒屋を運営していた証人の家族から購入していたことや、カナダの支部の幹部の発言からも分かっている。
- 当時本部の幹部であったマクミラン兄弟は「**アルコール問題を抱えているラザフォード兄弟を大衆の目から隠すためにベツ・サリムを用意した**」と漏らしていた。ラザフォード兄弟の死後副会長となった当時の法律部門の監督であったコヴィントン兄弟も同様の発言をしていた。
- さらに彼は平均の車より15倍以上高い**高級なキャディラックを2台**有していた。一台はコンバーチブルで本部に保管されていた。モーセたちはそれらを使うと思っていたのであろうか？
- ラザフォード兄弟はハルマゲドンの前に戦争が来るのでサンディエゴにも空襲がくるとしており、近隣に追加購入した75エーカー（約9万坪）の所有地、Beth-Shanに**地下の核シェルターを建設**していた。Beth-Shanでは水や電気は全て自給できるようになっており、大容量のガソリンタンクや食料倉庫もあった。これは後に協会から物件を購入した者が証言している。

<http://www.geocities.com/paulblizard/deed.html>

<http://tinyurl.com/yvvqet> (本)

## 2代目会長とアルコール

『悪魔は全ての悪の根源となっており、邪悪な性格を有しています。では禁酒法の背後にサタンがいるという事実をどのように説明すればいいのでしょうか。パウロもいっているとおり、サタンは光の身使いに変容しています。』ものみの塔1924年11/1号からの抜粋。

ラザフォード兄弟はアルコールを禁じていた1920年代の禁酒法を「サタンの企て」として公に非難しました。上位の権威に対する敬意はどこにあるのでしょうか？  
なぜそこまで禁酒法を目の敵にしていたのでしょうか？  
塔11/1/1924の記事前文掲載(英語) <http://www.freeminds.org/history/booze.htm>



組織の歴史からの抜粋: <http://www.jwic.com/history2.htm#11>

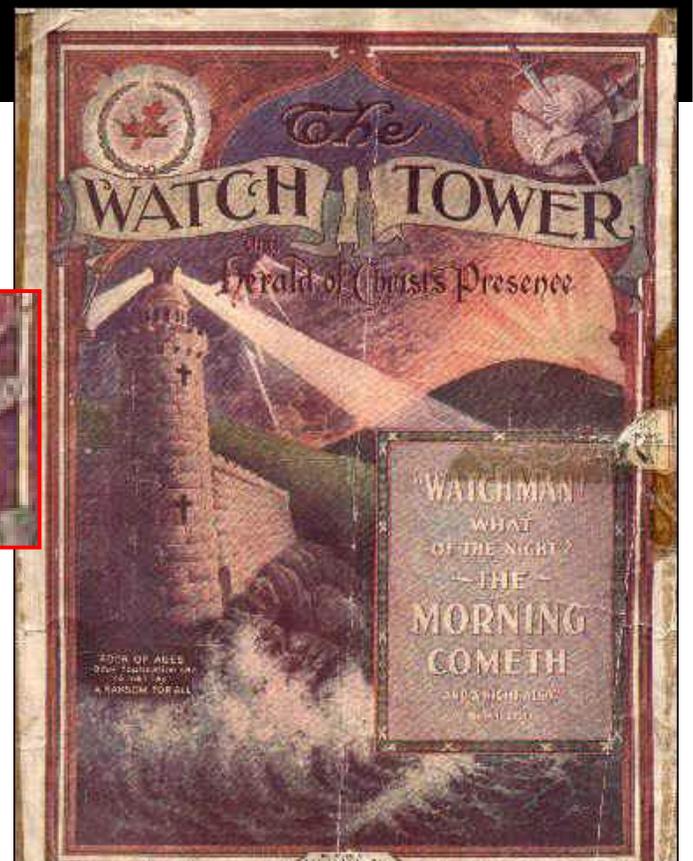
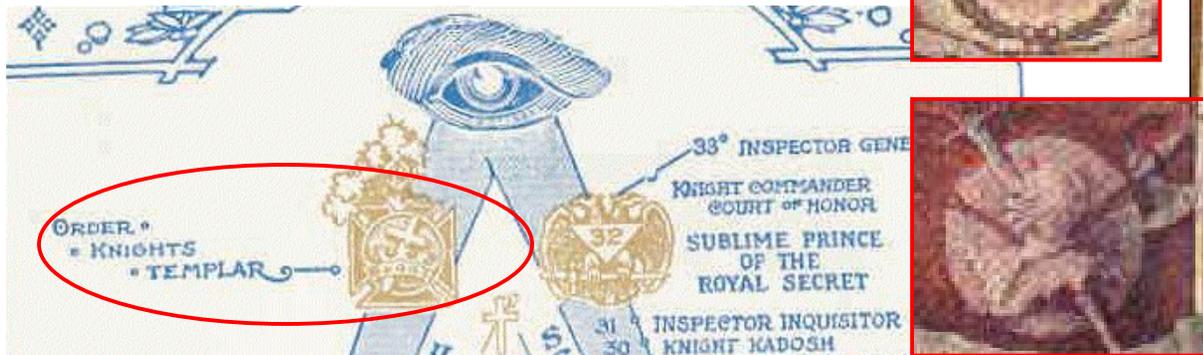
.....癩癩持ちの性格で、時折は怒りを押さえきれずに暴力をふるうこともあったという。自分を批判されることを許すことができず、自分に反対するものは自動的に悪魔のレッテルがはられた。品行方正をうたい文句にするエホバの証人の会長には似つかず品のない言動がよく見られた。主の晩餐の記念式の前の晩、二人の長老を引き連れてヌード・ショーを見にいったことでは彼は公的に非難されることとなった。ラザフォードがアルコール中毒者であることは全ての史料が一致して認めることである。当時のペテル(ニューヨークの協会本部はこう呼ばれた)でラザフォードの元で働いていた人の証言によると、ラザフォードは会長の職権を利用してカナダの支部監督から酒をみつがせていたと言われている。.....数年のうちに協会は、集団指導体制を指示したラッセルの遺書に反して、ラザフォードの絶対独裁体制の元に全く異なった変革をとげていく。

11)ラザフォードの私生活.....非常に興味深いラザフォードの個人問題に、その結婚生活があげられる。彼もまたラッセルと同様、早い時期にその妻マリーとの別居生活に入り、それ以後生涯、正常な夫婦生活を体験することはなかった。このように第一代、第二代の創始期の会長が二人とも正常な家庭を維持することが出来なかったことは、果たして偶然であろうか?.....たとえ他のものみの塔の出版物がどのように夫婦関係を重視する記事を書いても、実際に個々のエホバの証人とその指導者が夫婦生活をどう見ているかを観察するとき、それらは全くむなしきれいに過ぎなくなるのである。なお、彼には一人息子がいたが、この息子はエホバの証人の家庭には珍しく父親の率いる宗教には全く関心を示さず、結局エホバの証人にはならなかった。

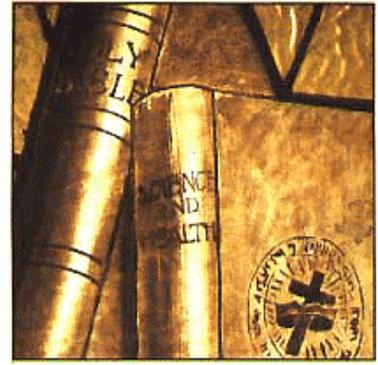
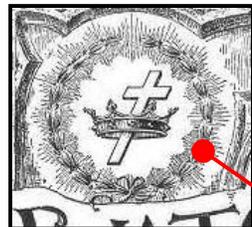
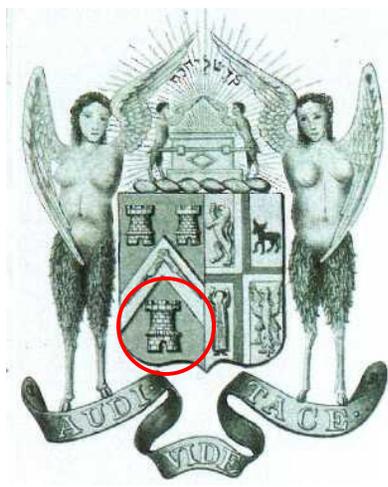
.....ものみの塔協会は常に必死でラザフォードのアルコール中毒を隠そうとしてきた。しかしこれには余りに多くの証言や事実が記録されており、もはや誰もこれを否定する者はいなくなった。多くの当時のエホバの証人たちがラザフォードが泥酔のために講演ができなくなったのを目撃している。最も重要な記録は当時のカナダの支部監督であったウォルター・ソルターが1937年に発表した公開質問状であろう。この中で彼は多数のビール、ウイスキー、ブランデーを箱単位で協会の資金で購入し、カナダから密かに会長個人の使用のために送っていたことを明らかにした。ラザフォードは一般の信者が家から家への宣教活動に追われている間に、自分自身は一切このような活動に加わる事無く(会長としての職務が多忙で家から家への宣教は出来ないというのが表向きの理由であったが)、ブルックリンの本部の奥深くで、何人かの側近を除いて一切彼の近くに來させないようにした上で、これらのアルコール飲料を飲みまくっていたという。.....ラザフォードの生活は当時の大恐慌の嵐の中で、全く世の中の深刻な不況の影響を受けなかったかのように贅沢をきわめた。彼の主な住居はニューヨークのアパートであったが、これは当時の財閥の幹部が住むのに相当する豪華なものであった。その他に彼は協会の資金で第二の住居をステイテン島の協会のラジオ放送局の中に、更に同じくステイテン島の中に別荘を、またロンドンとドイツのマグデブルグにも彼専用の住居をそれぞれ用意させていた。しかし何と言っても最大の住居は、協会の資金でカリフォルニア州サンディエゴに購入したベス・サリムという名の豪邸である。これは当初、1925年にアブラハム、イサク、ヤコブ等の聖人達が復活してくるという奇妙な予言に基づいて、これらの聖人達を迎え入れて住ませるために購入された。実際この別荘はラザフォードがこれらの聖人から信託を受けた形で名義登録された。この別荘にはこれらの聖人が使うという目的で豪華なキャデラックの車が二台がそなえつけられた。これらの聖人が予言に反して1925年に復活しなかった後は、この別荘はもっぱらラザフォードの豪華な第二の住まいとなったのであった。.....

■ Walt Salter 兄弟から Rutherford 兄弟への公開質問状の手紙 <http://www.docbob.org/index.php>

ものみの塔が秘密結社フリーメーソンと関係があると噂される理由。



■フリーメーソンは33階級(一番上が33)あるといわれており、32階級に「**templar**騎士団」という組織が属するといわれている(映画ダ・ヴィンチにもでてくる)。雑誌のシンボルの一つが「騎士」なのに注目。 ↓同じく雑誌の白黒シンボル。

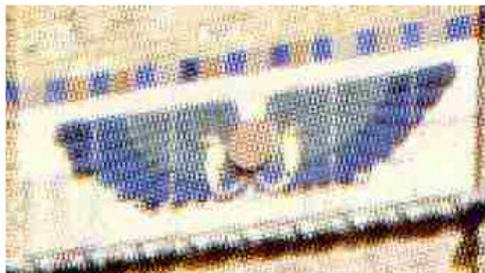


■フリーメーソンのロッジ(グループ単位)にはミツバ(ものみの塔)をシンボルとして利用しているものがある。■雑誌と同じシンボルのバッジ(メーソン)。↑

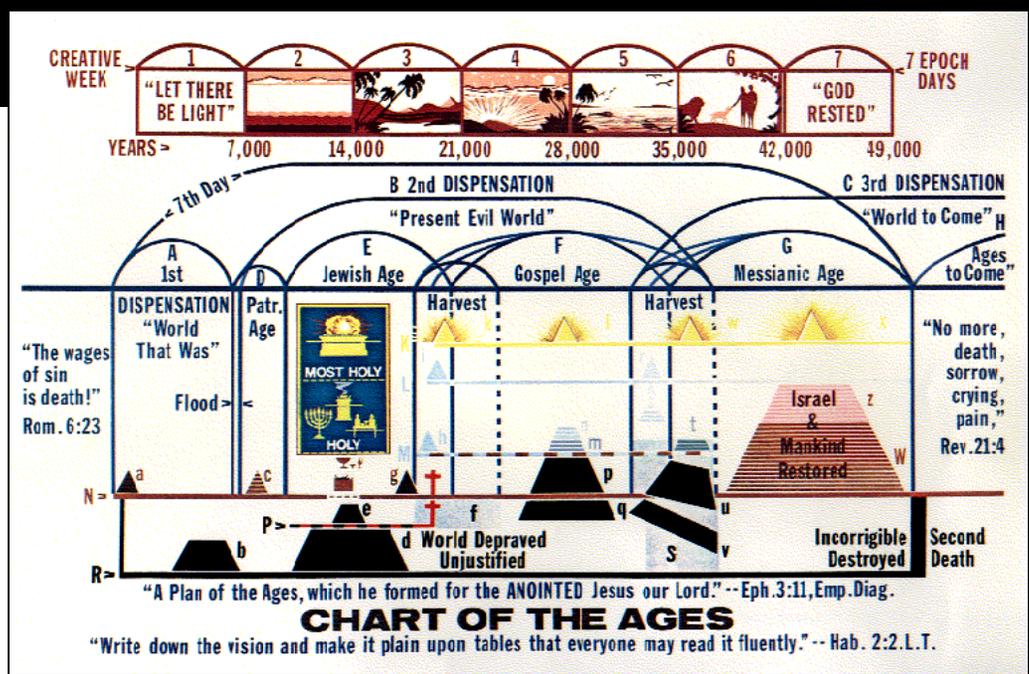
■↑フリーメーソンと関係があるといわれているリーフ。  
■右上 Christian Scienceの本にも使われている。ものみの塔はモルモンとの兄弟宗教ともいわれてもいる。



Full view of Watchtower assembly hall used for years in New York, still in use.

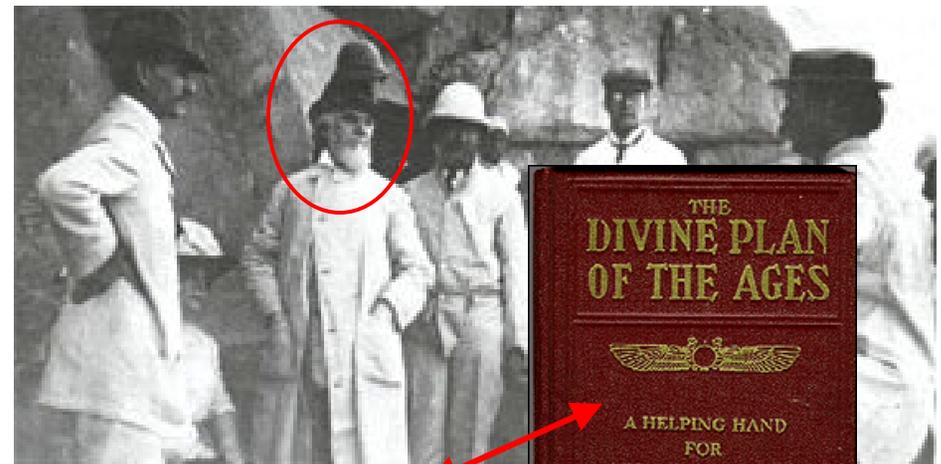


Winged sun god Ra on outside of Queens, New York Assembly Hall



<http://www.stopover.org/lib/translation/governingbody.html>  
<http://www.neirr.org/pyramidscheme.htm>

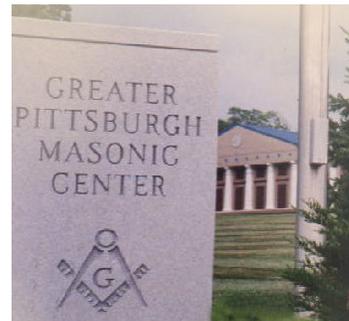
ピラミッドのもとで ⇒  
 神秘主義者で  
 あったラッセル



■NY大会ホール。以前はフリーメイソンが利用しているシンボルがあった。もともとは古代エジプトに起源をもつシンボルである。  
 ■「世々にわたる神の計画」初版1886年、右のは改訂版1916年。チャールズ・ラッセル。表紙にエジプトのシンボル。  
 ピラミッドを用いた予言解釈のための年数計算を利用していた。

参考：アメリカではラッセル兄弟の初期の教理を守っている宗教団体が存在する (<http://www.bibletoday.com>)。彼らから見るとのみの塔はラザフォード兄弟にのっられて真の教理からはずれた背教者とみなしている。

ラッセル兄弟が現在のような組織・教理を目指していたわけではない。のみの塔がそう主張しているだけである。



後方にあるのはフリーメーソンの建物

シオニストの山のシンボルの下には十字架。下の標識にはWatchtowerとある。↑



↑ 大きなフリーメーソン施設が上方にある。

226 Cemetery Ln, Pittsburgh, PA 15237, USA  
をGoogle Mapで検索してみよう。

- <http://tinyurl.com/yz67e6>
- <http://www.freeminds.org/history/cemetery.htm>
- [http://www.witness.talktalk.net/watchman\\_007.htm](http://www.witness.talktalk.net/watchman_007.htm)

- **ラッセル兄弟の墓**。ペンシルバニア州にある。出版物は一切これらに関して触れていない。右はGoogleMapで検索したもの。実際にはフリーメーソン施設の隣に建っている。
- 墓の近くにはピラミッドがある。ものみの塔のロゴと「Watchtower Of Bible And Tract Society」が彫られている。
- ピラミッドの上には「シオンの山」がある。ちなみに1896年まで法人名は「Zion's Watch Tower Society」であった。シオニストの目的は人間の力で神の王国(ユダヤ人の国)を回復させることで、ラッセルもイスラエルを創ろうとしていたロスチャイルドと連絡をとりあっていた記録がある。
- 初期の組織の資金源はフリーメーソンであった可能性が高い。1919年当時は秘密結社との関係があった可能性が高い。

## フリーメーソンに関して:

■この資料にある写真をもとにアメリカでは、ものみの塔がフリーメーソンのような秘密結社からきているのかどうかという議論が過去からされてきました。実際ラッセル兄弟の当初の活動資金量(船で世界一周して活動するなど)から見ても父親の服の事業を売り払っただけでは調達できないといわれてきました。またものみの塔「法人」の実際の株主は現在にいたるまで不明で資金の状態も明らかにはされていません。

■もともとのものみの塔は「シオンの...」という名前がついていたためラッセル兄弟がシオニストであったのは事実です。彼らは文字通りユダヤの国が人の手で地上に回復する運動を支持していました。その見返りにフリーメーソンから資金を提供されたと考えられます。中にはフリーメーソンが人類を支配するための一貫としてのものみの塔のようなカルトをつくりだしたという著名人もいますが、真相はそうではありません。ある時期に秘密結社が利用価値があったのでものみの塔を利用していた時期がありましたが、利用価値がなくなったので一昔前からは関係なくなったというのが答えです。しかし秘密結社との関係があったのは事実です。

■ラッセル兄弟は現在のものみの塔のような組織を意図していたわけではありません。本人はもっとルーズに組織と教理を捉えていました。またピラミッドなどの神秘的な要素にも強い関心をもっていました。現在の組織の形態(組織力と教理)を確立したのはラザフォード兄弟になります。したがってラッセル兄弟が本当に楽園で復活してきたとしたらエホバの証人を自分の宗教だとは思わないでしょう。

## 寄付とコスト:

■株式会社として年に一度義務付けられている総会を開く時に、組織はベテル奉仕者や長年の奉仕者を招いているため、株主を出席名簿からは特定できないようになっていきます。また年鑑ではいくら「使った」という額は記載されていますが、いくら「入った」という情報には全く触れていません。

■93年の3月に組織はアメリカにおいて出版物を販売制から寄付制度に切り替えました。それは同年の2月からアメリカ政府(厳密にいうとカリフォルニア州)が宗教法人の出版売上に対しても税金をとる制度を実施したからです。エホバのご意志とは全く関係ありません。

■寄付制にしたことにより、家の人からお金を回収する必要がなくなり雑誌の配布は楽になった反面、コストの回収が難しくなりました。同時に1世がリタイア層に入ると同じくキャリア重視しない2世を増やしたため寄付金を確保するのは難しくなっています。

■目ざめよ！を月2冊から1冊に切り替えましたが、エホバからのご意思であれば雑誌は減らないはずですが、むしろ増えればエホバからの祝福だと主張するはずですが、それとも今までの方がエホバから見て余分な一冊だったのでしょか？

■大会の時、巡回監督にとって一番重要なのは出席人数より寄付額です。これは会衆単位で見ても同じです。

## 教団のトップは信者をだましているのか:

■ものみの塔の教団は信者をだましているわけではないと考えられます。むしろトップの統治体も「信者のためである」と信じ込んでいると思われれます。

■そもそも統治体が信者をだますメリットは最初からないと思われれます。(個人に経済的なメリットや際立った名声があるわけではないので)

■むしろ高い理想を掲げるがゆえに、様々なヒビに応急処置をしたため本音と建前のギャップが広がってきてしまったということです。

■『善を追い求めれば悪が圧倒的な力をもって追いかけてくる』というのが霊的な原則です。比喩的な意味ですが悪(ネガティブ)を否定(抵抗)するとそこにエネルギーが生まれます。「強い信念は実現性持つ」という原則にそって悪を否定すると悪が実体を伴ってきます。

■統治体を動かしているものは『組織の存続性』という自然の原理です。全ての組織(生物であれ)は自己生存と自己増殖という特徴を有します。組織は本来一つの目的のために人を集めますが、目的が達成されたからといって組織を解体することはできなくなります。例えば松下電器は戦後の日本にテレビ・冷蔵庫・洗濯機を安く広めるという創立理念を持っていました。今日本人はそれら全てを持っていますが、10万人以上の社員を抱える松下電器という組織を解体しようと言い出す経営陣はいないと思います。

■とはいえこれらのスキャンダル資料を調べると、統治体は様々な問題を知っているが故意に信者から覆い隠しているとかいえます。

■しかし一番悲しいのは「絶対的な悪・罰がないと善い事をできない」と考え人間の性(さが)です。「サタンとハルマゲドンがないならばなぜ伝道する必要があるのか」という信者が多いのは悲しい事です。また常に世の終わりを切望し救済を求めるネガティブな実利主義の集団がいるという事です。

■従って究極的な意味で「組織にだまされている信者」がいるのではなく、単にそういった人たちの『需要に対する供給』として教団の存在があり、魂の合意による取引をしているといえます。常に信仰の選択肢はあなたにあることを忘れてはいけません。

## 神が正されるのを待つ??

### ■組織は背教的な資料を見てはならないとっているのでは？

⇒それは組織にとって不都合な事実であるからです。ただの噂なら噂話レベルですみます。

### ■なんであれ組織に対して背教的な資料は見るべきではないのでは？

⇒エホバと真実を愛する者はそれらに反する事実を確かめる義務を負っているのではないのでしょうか？

### ■これらの資料はネットで出回っているものだから信用できないのではないか？

⇒では現役の証人が調べたものであれば信用しますか？この資料はそうです。誰の資料なら見ますか？

### ■本部に直接問い合わせてみてはどうか？

⇒実際にこれらの事柄を偶然見つけて本部に問い合わせた人たちは審理委員会にかけられて排斥される可能性が高くなります。審議委員会では発見された事実が本当かウソかということよりも、「それでも組織を受け入れるか受け入れないか」が問われるだけです。事実の検証・回答はありません。

### ■背教者たちが組織を中傷するためにでっち上げたのではないか？

⇒背教者が政府の資料、会計の資料、本部からのレターヘッドを画像処理で細工したのでしょうか？もし彼らがウソをいっているのであれば、あなた自身が組織に真偽を確かめてはいかがでしょうか？

### ■神の組織は正直なので、常に必要な真実を信者に教えてくれるはずである。

⇒ではこれら過去の事実をあなたは知らされてきましたか？それとも必要のない些細な事実ですか？

### ■背教者はこれらの資料を悪意を持って用意しているに違いないのでは？

⇒毒があるという事実は変わりません。誰がその毒をつくったかという議論は無意味です。

### ■組織も不完全なので、いくらかの不祥事や分からない事ぐらひはあっても仕方がないのでは？

⇒水の中にある一滴の毒が全てを汚します。それでも組織の真理は潔白で清いものですか？

### ■これらの事実はいずれは神が正すので、待っていればいいのではないか？

⇒そうであれば間違いの度合いに大差はあれ、他の宗教もいずれ清められるのではないのでしょうか？

→ 神の目から見て「100円と100万円の盗み」の間に違いはありますか？

# 付録: 消えた102億円の謎①

2004年に海老名の調整者であった小田正太郎兄弟が事故死しました。

日本語 <http://buta.exjw2.org/money/money.htm>

その後になぜか次の調整者に関しては発表がなされませんでした。

そこである人が法人の登記簿謄本の履歴事項全部証明書入手し責任者の名前を確かめようとした。

履歴事項全部証明書

神奈川県海老名市中新田1271番地  
ものみの塔聖書冊子協会  
会社法人等番号 0218-05-000618

名称	ものみの塔聖書冊子協会	
主たる事務所	東京都港区三田五丁目5番8号	
	神奈川県海老名市中新田1271番地	平成15年 2月12日移転
法人成立の年月日	昭和28年10月27日	
目的等	<p>目的 この法人はエホバの証人として知られているキリスト教団の僕及びその全世界に亘る指導機関として活動すること、全能の神エホバの至上権と聖書と御名に対する証言をなし、全世界にくまなくイエス・キリストの下なる王国の福音を伝道すること、及び右目的達成のために必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>この法人は、キリスト教の宗教団体である「エホバの証人」がその宗教活動を行うための法的機関として設立したものであって、その目的は、聖書を教典として、全能の神エホバの御名とその至上権及び聖書に関する証言を行い、全世界にくまなくイエス・キリストの下なる王国の福音を伝道し（マタイ24：14；28：19、20。詩篇83：18）、信者を教化育成し、儀式行事を行うことであり、上記目的達成のために必要な業務を行う。 平成16年 2月20日変更 平成16年 2月24日登記</p>	
	役員に関する事項	神奈川県海老名市中新田1271ものみの塔聖書冊子協会内 代表役員 織田正太郎 昭和58年 3月 3日就任 平成16年 4月 7日死亡 平成16年 4月21日登記 神奈川県海老名市中新田1271番地 代表役員 池畑重雄 平成16年 4月16日就任 平成16年 4月21日登記
公告の方法	事務所の掲示場に15日間掲示して行う	
基本財産の総額	金224億3441万6795円	
	金121億9515万6695円	平成 7年 8月31日変更 平成15年 6月17日登記

■ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2

答えはここでした。

神奈川県海老名市中新田1271番地  
ものみの塔聖書冊子協会  
会社法人等番号 0218-05-000618

	金151億7389万1406円	平成11年 8月31日変更	平成15年 6月17日登記
	金186億7340万8416円	平成12年 8月31日変更	平成15年 6月17日登記
	金192億7992万634円	平成13年 8月31日変更	平成15年 6月17日登記
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	母体協会会長の認可を得なければならない		
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 2月24日移記		

ところが全く別の意外な事が  
浮かび上がります...

なんだ！これは！？

「基本財産」が1995年以前は  
約224億円以上あったのに  
1995年には約122億円に減っています。

102億円が消えています！！！！

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(横浜地方方法務局大和出張所管轄)  
平成16年 7月 7日  
大阪法務局  
登記官

■ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 2/2

## 付録: 消えた102億円の謎②

### 宗教法人法, 第23条 (財産処分等の公告)

宗教法人(宗教団体を包括する宗教法人を除く。)は、[下]に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第19条の規定)による外、その行為の少くとも1月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

1. 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。
2. 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。
3. 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。
4. 境内地の著しい模様替をすること。
5. 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第2条に規定する目的以外の目的のために供すること。

あなたは102億円の利用方法に関して会衆の発表で知らされましたか？

これらの資金はアメリカ本部へ送られたのでしょうか？

それとも株で消えたのでしょうか？  
1995年は株が暴落した年です。

あくまでも仮説です

誰かが寄付金で株を運用していたのでしょうか？

2002年の本間兄弟排斥事件と関係あるのでしょうか？(事実は分かりませんか...)

<http://www.jwic.com/n072602.htm>

一つの説によると、本間氏は、大変事業に熱心であり、日本支部の資金を投資に回して運用していたそうです。

その説によると本間氏は野村證券と密接な関係にあり、一時は寄付で集まった協会の大量の資金を株式投資に回して利益をあげていたそうですが、株価の暴落と共に協会の日本支部に対して多額の損失をもたらしたと言うことです。その責任をとらされて排斥されたという説があります。

もう一つの情報は、本間氏の問題は王国宣教日本版の2000年7月号の次の記事に述べられているというものです。次にその記事を引用します。

- 1 兄弟たちと接する際、築き上げるのにふさわしいことを行いたいと思います。これには、兄弟たちの霊的な益を守るため気を配ることが関係しています。もしある製品やサービスの宣伝に関係した世俗の仕事に携わっているなら、兄弟たちのつまづきとなることは何一つ行わないように注意する必要があります。一コリニ6:3、フィリ1:9,10
- 2 一部の兄弟たちは、さまざまな投機的事業に関係し、仲間のクリスチャンを対象に、顧客を集めようとしていました。ある販売組織は、そこで働く人たちに、あらゆる人を顧客になる可能性がある人とみなすように勧めますが、その中には自分と同じ宗教に属する人々も含まれます。兄弟たちの中には、ある事業に参加するよう勤める目的で、証人たちの大きな集いを組織した人もいます。自分の投機的事業を促進するため、仲間の信者たちに頼まれてもいないのに、商品やパンフレット、インターネット上の情報やカセットテープを送った人もいます。クリスチャンが神権的なつながりを用いたり、霊的兄弟たちを利用したりするのは、ふさわしいことでしょうか。いいえ、ふさわしくありません。

この説によりますと、本間氏はある事業を始めて他のエホバの証人を巻き込んだが、その後事業が失敗し仲間のエホバの証人に損失を与えたという理由だそうです。いずれにしても、これらの説には詳細で具体的な情報は含まれておらず、現在の所、これらの説は単なる憶測に過ぎないことを強調しておきます。7/28/02

## 付録: 北海道1978年事件

### ■金沢文庫 事件簿■

<http://www.stopover.org/lib/Kanazawa/index.html>

北海道の広島会衆で1978年に起きた集団排斥事件の当事者による記録。協会からの一通の手紙が事件の幕開けとなる。当時巡回監督であった藤原武久兄弟、瀬野隆男兄弟、及び笹山喜一兄弟の三名が援助と称して送り込まれるが…。ささいな事件がいかに集団排斥につながりやすいかを物語っている。組織があなたを除くと決めた時にあなたの言い分は組織に聞かれることはない。



長谷川兄弟の電話からもう一つ分かったことは、金沢兄弟が統治体に出した手紙が事件の原因になっているらしいということであった。これを裏付けるような幾つかの発言がある。1985年7月11日の木曜日、藤原兄弟は金沢兄弟と話し合った際、本部からの返事を見て、「これですか。これが問題だったんですね」と語ったという。さらに1987年3月赤平会衆の監督、石黒兄弟は押切姉妹への電話で次のように述べた。「金沢兄弟が本部に手紙を書いたのは非常に悪いことである」。しかし、表向きはそうではない。組織の取り決めでは本部に手紙を書いても良いということになっている。たとえば、1980年の開拓奉仕学校で巡回監督の葛西兄弟は、「本部に手紙を書いて質問することもできますよ」と述べ、返事もらった人の経験まで紹介している。金沢兄弟はそれに励まされ1982年12月、預言と教義に関する七つの質問を統治体宛に送った...

さて本部から返事をもって半年位たったころ、金沢兄弟はある友人から次のように言われた。「ベテルじゃ評判悪いよ。もうブラックリストにのってるんだよ。少し気をつけたら」。さらに巡回監督をしている友人からは次のような忠告を受けた。「支部は頭越しにやられることを一番嫌う。本部へ手紙を書くのは危ない。やめた方がいいよ。巡回監督はかなりの権限を持っているし、会衆の記録には残らない書類もある。良くないことを報告されたら、まずもう特権はこないよ」そう言われてみると、金沢兄弟もこういう秘密の手紙にはずいぶん嫌な思いをさせられたことがあった。ある時、支部から「緊急に移動するように」という通知を受け取り、非常に驚いた。半月ほど前の巡回監督との話し合いで、健康上の理由や会衆の状況から移動する必要はないということになっていたからである。

それでまず巡回監督に直接尋ねてみたところ、「協会には早急に移動させたい事情ができたのではないかと思います。兄弟の状況や希望は良く分かりましたので、協会にそのように伝えてあげましょう」という返事であった。そこで金沢兄弟も自分の事情を伝える手紙を支部に出すことにした。それに対する返事で事の成り行きがすべて判明した。協会の手紙には、「巡回監督は熱心に移動を勧め、緊急にそうする必要があることを知らせてきています」と記されていた。つまりその巡回監督は金沢兄弟に話した事とはまったく異なる報告を支部に送っていたのである...